

# 特定口座年間取引報告書の見方

2023年12月31日現在の税制に基づいて作成しております。

特定口座でお取引いただいたお客様へ「特定口座年間取引報告書」を交付しております。確定申告の際にご利用ください。確定申告書の作成については、国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」をご参照ください。

## ● 特定口座における「課税対象額」及び「源泉徴収税額」の計算方法について

譲渡益となる場合	課税対象額	$F + Q^{**}$
	源泉徴収税額	$G + H + I + O^{**} + R^{**}$
譲渡損となる場合	課税対象額	$Q^{**}$
	源泉徴収税額	原則、 $I + O^{**} + R^{**}$

※O・Q・Rにつきましては、裏面をご参照ください。

### I 特定口座開設者

### II 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

株式・債券・投資信託等のご売却金額以上の金額が記載されている場合があります。

株式等のお買付や銀行口座へのお振込み、ATMからのお引出し等の際には、野村MRFを自動解約し充当いたします。野村MRFの解約は、上場株式等の「譲渡」に該当するため、D・Eの両方に野村MRFの解約金額分が含まれます。(野村MRFは1口1円のため、D・Eとも同額が含まれます。)

令和 年分 特定口座年間取引報告書

I 特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ 氏名	勘定の種類 A 1 保管 2 信用 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所	生年月日 明・大・昭平・令	口座開設年月日 B 源泉徴収の選択 C 1 有 2 無
譲渡所得及び税額を記載	II 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等		
	譲渡区分 上場区分 特定信用分合計	① 譲渡の対価の額(収入金額) (円) D	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等(円) E
	源泉徴収税額(所得税) (円) G	株式等譲渡所得割額(住民税) (円) H	外国所得税の額 (円) I
	F 差引金額(譲渡所得等の金額)		
	III 配当等の額及び源泉徴収税額等		
	種別	配当等の額(円)	源泉徴収税額(所得税)(円)
	IV 株式 出資等		

### I 特定口座開設者

A 勘定の種類	当社では信用取引の有無にかかわらず、特定口座を開設済のお客様は保管・信用の両方に○が付きます。特定口座(源泉徴収あり)の場合は、配当等にも○が付きます。
B 口座開設年月日	特定口座の開設年月日
C 源泉徴収の選択	源泉徴収の有無 「1有」の場合、特定口座で受入れた配当等の額を「III 配当等の額及び源泉徴収税額等」及び「IV 配当等の交付状況」に記載します。(裏面をご参照ください) 「2無」の場合、配当等の額を別途「支払通知書」にてご案内いたします。

### II 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

D 譲渡の対価の額(収入金額)	その年中の上場株式等の譲渡による収入金額の合計額(手数料等を控除する前の金額) ・上場分 : 株式、公社債、投資信託等の取引 現物株式等の約定(償還)金額 + 信用取引現渡代金 + 外国株式等の権利処分代金 ・特定信用分: 信用取引 【買建玉】売返済時の約定金額 + 逆日歩 + 配当落調整金等 【売建玉】新規売建約定金額
E 取得費及び譲渡に要した費用の額等	その年中に譲渡した上場株式等の取得金額、取得時及び譲渡時の手数料等を加算した金額 ・上場分 : 株式、公社債、投資信託等の取引 移動平均単価 × 売却(償還)数量 + 手数料(税込) ・特定信用分: 信用取引 【買建玉】新規買建約定金額 + 手数料(税込) + 信用管理費(税込) + 名義書換料(税込) + 日歩 【売建玉】買返済時の約定金額 + 手数料(税込) + 信用管理費(税込) + 貸株料 + 逆日歩 + 配当落調整金等
F 差引金額(譲渡所得等の金額)	その年中に発生した上場株式等の譲渡損益(譲渡損となる場合は-(マイナス)表示となります。)
G 源泉徴収税額(所得税)	F 差引金額(譲渡所得等の金額)に対する所得税・復興特別所得税(15.315%)の額
H 株式等譲渡所得割額(住民税)	F 差引金額(譲渡所得等の金額)に対する住民税(5.0%)の額
I 外国所得税の額	源泉徴収により納めた外国所得税の額

●「Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等」及び「Ⅳ 配当等の交付状況」の記載について

- ・表面C源泉徴収の選択が「1有」の場合のみ、以下を記載いたします※。  
 「Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等」：特定口座内で受取る配当等の合計額・譲渡損失との通算結果・納付税額・還付税額等  
 「Ⅳ 配当等の交付状況」：特定口座内で受取る配当等の明細  
 ※表面C源泉徴収の選択が「2無」の場合や、「1有」であっても特定口座外で受取る配当等は「支払通知書」にてご案内いたします。
- ・S還付税額は翌年第一営業日にお客様の証券口座に還付いたします。

Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等

特定上場株式等  
(株式・株式投信等)の配当金等  
及び税額を記載

上記以外  
(公社債、公社債投信等)の利子等  
及び税額を記載

計		株式等譲渡所得税額(住民税)(円)		外国所得税の額(円)		
Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等		源泉徴収税額(所得税)(円)		外国所得税の額(円)		
種 類	配 当 等 の 額 (円)	源泉徴収税額(所得税)(円)	配当割額(住民税)(円)	特別分配金の額(円)	上場株式配当等控除額(円)	外国所得税の額(円)
④ 株式、出資又は基金					内	
⑤ 特定株式投資信託					内	
⑥ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)					内	
⑦ オープン型証券投資信託				M	内	
⑧ 国外株式又は国外投資信託等						O
⑨ 合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	J	K	L		内	N
⑩ 公社債					内	
⑪ 社債的受益権					内	
⑫ 投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)					内	
⑬ オープン型証券投資信託					内	
⑭ 国外公社債等又は国外投資信託等					内	
⑮ 合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					内	
⑯ 譲渡損失の金額	P					
⑰ 差引金額(⑨+⑮-⑱)	Q					
⑲ 納付税額						R
⑳ 還付税額(⑨+⑮-⑲)						S
所在地	金融商品取引業者等 名称		法人番号		(摘要)	

Ⅳ 配当等の交付状況

(配当等の交付状況)		銘 柄		上場株式配当等控除額(円)		外国所得税の額(円)		交 付 年 月 日		摘 要	
T 種 類	U 株(口)数又は額面金額(千円)	V 配当等の額(特別分配金の額)(円)	W 源泉徴収税額(所得税)(円)	X 配当割額(住民税)(円)	Y 内	Z	AA	AB			

Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等※

※大口株主等が受取る配当等は含まれません。同族会社保有分を合せて3%以上の大口株主に該当する配当等が含まれている場合、特定口座に受入できませんので、確定申告をお願いします。

J 配当等の額	特定口座で受入れた利金、分配金、配当金等の額(外国株式等は外国所得税を含みます。オープン型投資信託は特別分配金を除きます)。二重課税調整対象銘柄の場合、外国で徴収された外国所得税等が加算されます。
K 源泉徴収税額(所得税)	J配当等の額に対する <b>所得税・復興特別所得税(15.315%)の額</b> - N上場株式配当等控除額
L 配当割額(住民税)	J配当等の額に対する <b>住民税(5.0%)の額</b>
M 特別分配金の額	オープン型投資信託の <b>特別分配金(元本払戻金)の額</b>
N 上場株式配当等控除額	二重課税調整のため、J配当等の額に対する <b>所得税・復興特別所得税の額</b> から、 <b>外国所得税等</b> として控除した額 ※投資信託等が内国税を支払っている場合、その金額を内書きで記載し、外国所得税等と同様に控除します(通常は発生しません)。
O 外国所得税の額	海外投資等により受取る配当等に対して <b>外国で納めた所得税額</b>
P 譲渡損失の金額	譲渡損となる場合はその金額(F※差引金額(譲渡所得等の金額)がマイナスの場合) ※Fにつきましては、表面を参照ください。 譲渡損とならない場合は0
Q 差引金額	J配当等の額 - P譲渡損失の金額 譲渡損となる場合、配当等の額から譲渡損を差し引き、譲渡損が配当等の額を上回る場合は「0」と記載します。譲渡損とならない場合、配当等の額の合計額となります。
R 納付税額	Q差引金額に対する <b>所得税・復興特別所得税(15.315%) - N上場株式配当等控除額の合計額及び住民税(5.0%)の額</b>
S 還付税額	K源泉徴収税額(所得税) + L配当割額(住民税) - R納付税額 既に源泉徴収されている税額がR納付税額を超える場合に還付した税額(譲渡損の場合等)

Ⅳ 配当等の交付状況※

※大口株主等が受取る配当等は含まれません。同族会社保有分を合せて3%以上の大口株主に該当する配当等が含まれている場合、特定口座に受入できませんので、確定申告をお願いします。

T 種類	株式、オープン型投資信託、国債等の商品の種類
U 株(口)数又は額面金額	保有数量 又は 額面金額
V 配当等の額(特別分配金の額)	特定口座で受入れた配当等の額及びオープン型投資信託の特別分配金(元本払戻金)の額
W 源泉徴収税額(所得税)	V配当等の額に対する <b>所得税・復興特別所得税(15.315%)の額</b> - Y上場株式配当等控除額
X 配当割額(住民税)	V配当等の額に対する <b>住民税(5.0%)の額</b>
Y 上場株式配当等控除額	二重課税調整のため、J配当等の額に対する <b>所得税・復興特別所得税の額</b> から、 <b>外国所得税等</b> として控除した額 ※投資信託等が内国税を支払っている場合、その金額を内書きで記載し、外国所得税等と同様に控除します(通常は発生しません)。
Z 外国所得税の額	海外投資等により受取る配当等に対して <b>外国で納めた所得税額</b>
AA 交付年月日・[支払確定 又は支払年月日]	上段に交付年月日、下段に支払確定日 又は 支払年月日
AB 摘要	外貨建等投資信託の場合、 <b>外貨建資産割合及び非株式割合</b>